

中小事業者向け 省エネルギー設備導入促進事業補助金のご案内 (令和8年度)

千葉県では、地球温暖化対策を推進するため、千葉県脱炭素推進パートナーの登録をし、省エネルギー設備を導入する中小事業者等に対し、補助金を交付します。

申請される方は、千葉県補助金等交付規則及び千葉県中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱をご確認ください。なお、本補助金は**事前申請**となりますのでご注意ください。

補助対象設備	受付方法	申請受付期間
高効率照明 高効率空調 産業ヒートポンプ 業務用給湯器 変圧器 冷凍冷蔵設備 産業用モータ	先着	令和8年5月1日(金)～ 予算上限に達するまで (なお、予算上限に達しない場合は 令和8年12月15日(火)まで) (受付時間 9:00～17:00) (土・日・祝日、年末年始を除く)

令和7年度からの主な変更点

- 補助金の上限が25万円に変更になりました。
- 『事業の実施により削減されるエネルギー起源二酸化炭素排出量が年間3トン未満の事業であること』の要件が追加されました。

1 補助対象事業者

市内に本社（※1）を有する中小事業者等（※2）で、以下の要件を満たしている必要があります。（リース事業者を除く）

- （1）市税（延滞金を含む）の滞納がないこと。
- （2）同一の省エネルギー設備について、市から他に補助金等を受けていないこと（※3）。
- （3）リースにより設備を導入する場合は、導入する者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとし、リース事業者は、設備を導入する者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元すること（リース契約は、リース期間が財産処分制限期間以上であるか、リース期間終了後、設備を導入した者が設備を購入する契約となっていること）。
- （4）千葉県脱炭素推進パートナーであること（※4※5）。

※1 本店登記及び本社機能（総務、経理、その他の事業の統括を行う部門）があり、代表取締役が常駐する事務所をいう。

※2 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に規定する者。

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第8号の規定による法人又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二に該当する法人、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（従業員数が300人以下である者に限る。）であるもの。（申請の際は必ずご確認ください）

※3 同一設備について市から他に補助金等を受けていることが判明した場合、この補助金を受けることができません。申請時には市から他に補助金等を受けていないか、市で審査を行うことに同意していただきます。

なお、補助金の交付後に同一の省エネルギー設備について市が行う他の補助金等の交付を申請した場合は、交付決定の取消し対象となります。

※4 市外に本社がある場合は対象外です。

※5 脱炭素推進パートナーの登録については、以下ホームページをご確認ください。

<https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/datsutanso/datsutansosuisinpartner.html>



2 補助対象事業

補助対象事業者で、以下の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 市内の事業所に省エネルギー設備を設置し、所有すること（リースにより導入し、リース事業者が所有する場合を含む）。
- (2) 事業の実施により、二酸化炭素排出量の削減効果が見込まれるものであること。（ただし、年間3トン以上のものは対象外。）
- (3) 既存設備の更新に伴うものであること（既存設備を撤去して、建て替え・移転後の新たな事業所へ設備を導入する場合を含む）。
- (4) 交付決定を受けた日以降に省エネルギー設備の設置工事に着手すること。

※着工後の事業は補助の対象になりません。

予算上限に達するまで（なお、予算上限に達しない場合は令和8年12月15日（火）までに申請書を提出し、令和9年2月12日（金）までに工事完了および実績報告書を提出すること）。

3 補助対象設備

- (1) 高効率照明^{※5}、高効率空調^{※5}、産業ヒートポンプ^{※7}、業務用給湯器^{※5}、変圧器^{※6}、冷凍冷蔵設備^{※6}、産業用モータ^{※6}であること。
- (2) 未使用品であること。

※5 「グリーン購入法調達基準に適合した設備」もしくは「トップランナー基準を達成した設備」又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。

※6 「トップランナー基準を達成した設備」又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。

※7 省エネルギー効果が明確に認められる設備に限る。

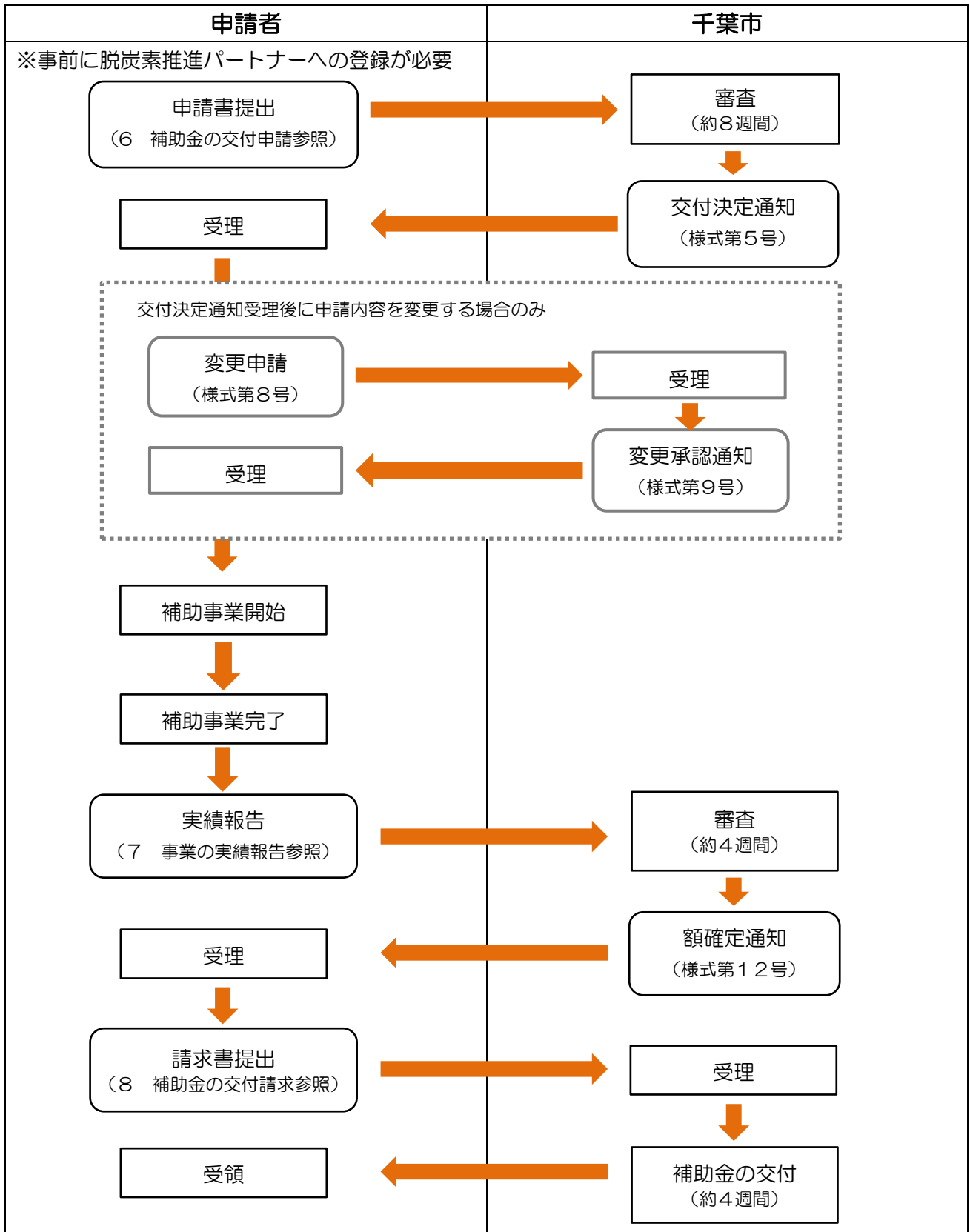
4 補助金の額と補助対象経費

- 補助対象経費：補助対象設備の設備費用

※導入設備の本体購入費が対象となりますので、工事費等は含みません。

- 補助率：補助対象経費の3分の1以内（千円未満切捨て）
- 補助上限：25万円

5 補助金交付の流れ



※ 審査・交付に要する期間は目安です。申請が集中する時期は、上記の目安に加えて1～2週間かかることがあります。また、書類に不備や不足がある場合は、さらに日数がかかります。

6 補助金の交付申請

(1) 申請受付期間

令和8年5月1日（金）～予算上限に達するまで（なお、予算上限に達しない場合は令和8年12月15日（火）まで）

<受付時間 9:00～17:00>（土・日・祝日、年末年始を除く）

※先着順で受付します。ただし、同日の受付で募集予算額を超えた場合は、抽選により補助対象者を決定します。

※同一年度内において、同一事業者の申請は1件までとなります。

(2) 提出方法

持参又は郵送（上記期日までに必着）

(3) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟7階
千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課（企画班）

(4) 書類提出後の流れ

交付申請書を受理した後、約8週間で市から「千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付決定通知書（様式第5号）」を発送します。（通知日以降、補助対象事業について契約や工事に着手していただき差し支えありません）

なお、事業完了後には実績報告書や補助金の交付請求書を提出していただきます。

また、交付申請書類受付後に、市の職員が現地調査を行う場合があります。その際、申請者へ事前にお知らせせず、敷地外から建物等の確認・写真撮影を行う場合がありますので、ご了承下さい。

※敷地内へ立入が必要な場合は、事前にご連絡した上で伺います。

交付決定通知書を受け取った後は、**7 事業の実績報告**をご覧ください。

！！注意点！！

- 提出書類に関して、虚偽の記載や不正行為が認められた場合は、千葉市補助金等交付規則に則り、当該補助金の交付決定は取り消しとなります。ご注意ください。
- 各提出書類の氏名欄には、申請者の自署または記名押印が必要です。詳しくはP11の「各書類の記入例」を参照してください。

(5) 提出書類

1	千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付申請書 (様式第1号) ※リースの場合は 様式第1号の2
2	補助事業計画書 (様式第2号)
3	補助事業収支予算書 (様式第3号) ※国・県・その他の団体からの補助を受けている場合は、それを証する書類 (申請書等補助金額が明記されている書類) を添付すること
4	【申請者が法人の場合】事業者の法人登記事項証明書 (原本) (履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書) 【申請者が個人の場合】事業を営んでいることを証明する書類 (コピー) ※営業許可証、開業届および税の支払い事由が発生していることがわかる書類など
5	【事業所が既築の場合】登記事項証明書 (建物) (原本) 【建て替え等により事業所を新たに建てる場合】建物の工事請負契約書 (コピー)
6	省エネルギー設備の導入費用に係る見積書等 (コピー) ※導入費用の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類も添付すること。 ※設備の導入をリースで行う場合は、リース事業者が購入する設備の購入費が確認できる書類及びリース契約書 (又はリース契約書の案) のコピー
7	【リースで導入する場合】貸与料金の算定根拠明細書 (様式第4号)
8	省エネルギー設備の仕様等を明らかにする書類 ※補助対象設備であることが明らかに分かる書類 (適合マークが表示されたカタログ、適合である旨が示された仕様書、適合していることを示す計算結果等) を添付すること。 ※グリーン購入法については、「グリーン購入法について (グリーン購入法.net)」 (環境省ホームページ、URL : https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html)、トップランナー基準については、「エネルギー消費機器製造事業者等の省エネ法規制」 (経済産業省資源エネルギー庁ホームページ、URL : https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/) をご確認ください。
9	省エネルギー設備の配置図 ※導入設備が二つ以上ある場合は付番をしてください。
10	省エネルギー設備の設置箇所を明らかにする当該事業所の現況のカラー写真 ※下の①～③について確認できる写真をご提出ください。 ※②、③については配置図に記載の番号を記入してください。 ①事業所の外観 (看板などにより、当該事業所であることがわかるもの) ②当該設備を含めた事業所内全景 ③当該設備の設置状況及び銘板 (高効率空調の場合は室外機を含む)
11	省エネルギー設備を導入する事業所の場所を明らかにする地図
12	その他市長が必要と認める書類 (手続代行届等)

7 事業の実績報告

(1) 報告期限

令和9年2月12日（金）

※実績報告書が報告期限までに提出されない場合、補助金が受けられなくなりますので、工事完了後すみやかに提出をお願いいたします。

(2) 提出方法

持参又は郵送（上記期日までに必着）

(3) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟7階
千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課（企画班）

(4) 書類提出後の流れ

実績報告書を受理した後、約4週間で市から「千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金額確定通知書（様式第12号）」を発送します。その後、交付請求書を提出していただきます。

額確定通知書を受け取った後は、[8 補助金の交付請求](#)をご覧ください。

(5) 提出書類

1	千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金実績報告書（様式第10号） ※リースの場合は 様式第10号の2
2	補助事業収支決算書（ 様式第11号 ）
3	【建て替え等により事業所を新たに建てた場合】登記事項証明書(建物)（原本）
4	省エネルギー設備の導入費用に係る領収書（コピー）又は 領収証明書 （原本） （リースの場合を除く）※型式や設備本体の購入費など内訳の記載がない場合は請求明細書等の添付が必要
5	【リースの場合】 リース事業者が購入する設備の購入費が確認できる書類、リースの契約書の案で申請を行った場合はリース契約書の写し
6	【省エネルギー設備の配置等を変更した場合】変更後の省エネルギー設備の配置図
7	省エネルギー設備の設置状態が確認できる当該事業所の現況のカラー写真および銘板 ※申請時と同じアングルで撮影し、申請時と同様に導入設備に付番してください。
8	その他市長が必要と認める書類

※網掛けは必要な場合のみ提出

8 補助金の交付請求

(1) 請求期限

確定通知書に同封の書類をご確認ください。(おおよそ、通知書の送付日から2週間後を期限としています) なお、最終的な提出期限は令和9年3月10日(水)です。

(2) 提出方法

持参又は郵送(上記期日までに必着)

(3) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟7階
千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課(企画班)

(4) 書類提出後の流れ

交付請求書類を受理後、約4週間(さらに期間を要する場合があります)で市から口座振替にて補助金の交付を行います。なお、振込完了通知は行っておりません。

(5) 提出書類

1	千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付請求書 (様式第13号)
2	振込依頼書

9 処分の制限について

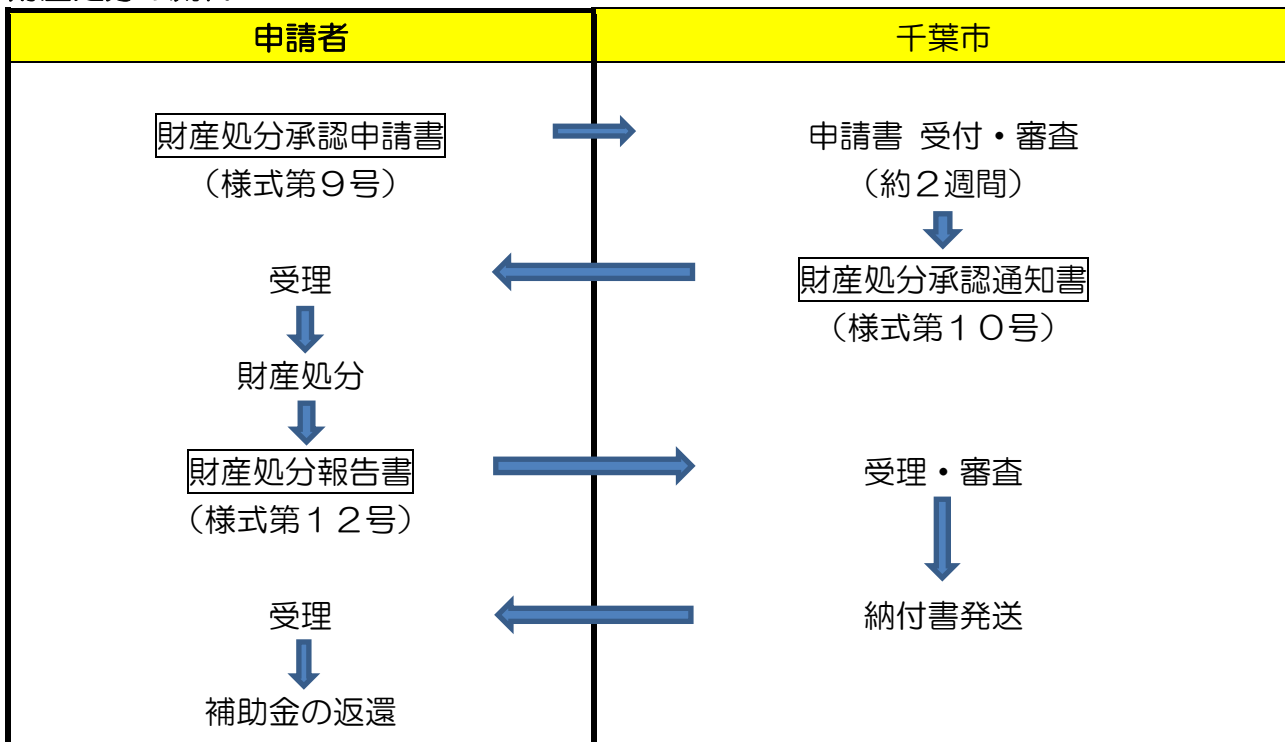
この補助金の対象となった設備を、処分制限期間(※1)に処分(※2)する場合は、事前に市の承認を受ける必要があります。

※1 各設備の処分制限期間については、千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱をご確認ください。

※2 「処分」とは、補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する等のことを指します。

処分制限期間にやむを得ず処分する必要がある場合は、事前相談の上、「千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金財産処分承認申請書(様式第16号)」を提出してください。

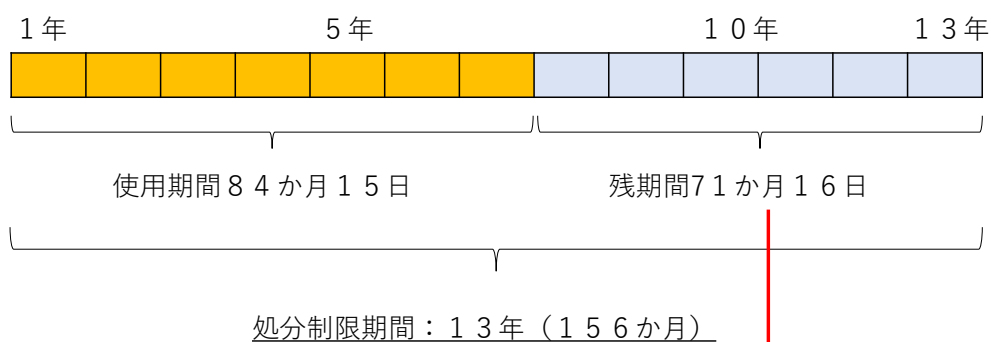
財産処分の流れ



■ 返還金額について

- ・返還金額は、補助対象設備の処分日の翌日から財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満は切り捨て）の割合に相当する補助金額（千円未満切り捨て）となります。
- ・財産処分制限期間の算定起算日は、工事完了日となります。

【返還金額算出例】 処分制限期間13か月の施設を84か月15日使用した後に、処分しようとする場合



【返還金額算出方法】

$$\text{返還金額} = 500,000\text{円 (補助金額)} \times \frac{71\text{か月}}{156\text{か月 (残期間の割合)}} = 227,000\text{円 (返還金額)}$$

※残期間の1か月未満は切り捨て

※千円未満の端数は切り捨て

10 注意事項

- (1) 各提出書類について押印を使用する場合は、全て同一の印（代表者印等）を使用してください。
- (2) 各提出書類の氏名欄には、申請者の自署または記名、どちらも押印が必要です。また、鉛筆、シャープペンシル、「消せるボールペン」での各書類の記入は認められませんので、ご注意ください。
- (3) 公的機関が発行する書類（登記事項証明書等）は、3か月以内に発行した書類を提出してください。
- (4) 申請者は本制度についてご理解いただき、各種手続は原則として申請者本人が行ってください。ただし、手続代行届を提出することにより、手続を工事請負業者等に依頼することができます。この場合、手続の代行を依頼したことによる事故等については、市は一切の責任を負いかねます。また、手続を代行した場合でも、交付決定通知書等、市が申請者あてに発行する文書は、申請者に直接送付しますので、手続代行者は申請者との連絡調整を緊密に行ってください。なお、確認事項の内容によっては、手続代行者にではなく、申請者本人に市から直接連絡をとる場合がありますので、ご理解ください。
- (5) (4) の手続代行者に申請書等作成を依頼し、かつ、その作成費用を支払う場合、手続代行者は行政書士または、行政書士法人に限定されますのでご注意ください。
- (6) リースにより設備を導入した場合、連名での申請となり、交付決定兼額確定通知書等、市が申請者あてに発行する文書は、リース事業者に送付しますので連絡調整を緊密に行ってください。
- (7) 各提出書類には、提出期限が定められています。提出書類は、よく確認した上で提出してください。書類の不足や不備により書類が受け付けられないことによる損害等について、市は一切の責任を負いかねます。
- (8) 市は郵送事故等による書類の不受理の責任を負いません。
- (9) その他書類の記入にあたってご不明な点がございましたら、以下へお問い合わせください。

【書類の提出先・お問い合わせ先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所本庁舎高層棟7階

千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課（企画班）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）

電話 043-245-5185

E-mail kankyohozen-hojokin@city.chiba.lg.jp

令和 8 年度千葉市中小事業者向け
省エネルギー設備導入促進事業補助金
各書類の記入例

千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

住所欄には法人の場合は法人登記事項証明書に記載されている本店の所在地を記入してください。個人事業主の場合は居住場所(住民票)の住所を記入してください。

法人の場合は代表者印
個人事業主の場合はご本人の印鑑を押印してください。

氏名欄に対応するフリガナを記入してください。

住 所	千葉市中央区千葉港×-××
フリガナ	カフシキガイシャ△△△ダイヒョウトリシマリヤク チバタロウ.....
氏 名 (法人にあっては名称 及び代表者の氏名、代表者印)	株式会社△△△ 代表取締役 千葉 太郎 印
電話番号	〇〇〇-××××-××××
F A X	〇〇〇-××××-××××
電子メールアドレス	eiba@xxx.com

千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

省エネルギー設備を導入する事業所の名称	株式会社△△△ 千葉支店	
省エネルギー設備を導入する事業所の区分 (いずれかに印)	<input checked="" type="checkbox"/> 既築	<input type="checkbox"/> 新築
省エネルギー設備を導入する事業所の区分 (地番)	千葉市中央区千葉港×-××	
導入する省エネルギー設備の種類	高効率照明、高効率空調	
補助対象経費 (税抜)	①	770,000 円
経費の 3 分の 1 (千円未満切捨て)	②	256,000 円
① ÷ 3 = ② (千円未満切捨て)		
②の金額が 2.5 万円未満の場合、③にその金額を記入。2.5 万円以上の場合には③に「2.5 万円」を記入。		
工事予定年月日は、申請日から 8 週間以上先の日付で設定してください。 ※この欄にご記入いただく年月日は「予定」です。記入した開始日前に交付決定通知を受けた場合は、その日以降契約や工事に着手できます。	③	250,000 円
省エ	令和 ●年 ●月 ●日 令和 ●年 ●月 ●日	
申請者の市税の納付状況の確認同意欄	<input checked="" type="checkbox"/> 市税の納付状況について市が確認することに同意します。	
常時使用する従業員の数	〇〇 人	
生年月日記入欄 ※個人事業主の場合のみ	【生年月日】(西暦) 年 月 日	
他の補助金等を受けないことの確認欄	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の省エネルギー設備について、他に補助金等を市から受けません。また、他に補助金等を受けていないか、市が審査を行うことに同意します。	

①補助対象経費は導入設備の本体価格です。
※工事費等を含みません。
収支予算書の補助対象経費と一致すること。

要綱、パンフレット上の補助対象設備の名称を記載してください。

工事予定年月日は、申請日から 8 週間以上先の日付で設定してください。
※この欄にご記入いただく年月日は「予定」です。記入した開始日前に交付決定通知を受けた場合は、その日以降契約や工事に着手できます。

法人の場合は法人全体の人数を記入してください

千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付申請書

住所欄には法人の場合は法人登記事項証明書に記載されている本店の所在地を記入してください。個人事業主の場合は居住場所(住民票)の住所を記入してください。

法人の場合は代表者印、個人事業主の場合はご本人の印鑑を押印してください。

リース事業者	リース先(中小事業者)
〒260-0026 千葉市中央区千葉港×-〇〇-××	〒260-0026 千葉市中央区千葉港×-××
カブシキカイシャ〇×ダイエツリツシヤク△△	チバタロウ
株式会社〇×代表取締役△△ 印	千葉 太郎 印
電話番号 〇〇〇-×××-〇〇〇〇	電話番号 〇〇〇-×××-××××
FAX 〇〇〇-×××-〇〇〇〇	FAX 〇〇〇-×××-××××
電子メールアドレス ciba@xxx.com	電子メールアドレス ciba@xox.com

氏名欄に対応するフリガナを記入してください。

氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名、代表者印)

千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

省エネルギー設備を導入する事業所の名称	株式会社 エコ業食品	
省エネルギー設備を導入する事業所の区分(いずれかに印)	<input checked="" type="checkbox"/> 既築	<input type="checkbox"/> 新築
省エネルギー設備を()	①補助対象経費は導入設備の本体価格です。 ※工事費等は含みません。 取支予算書の補助対象経費と一致すること。	
導入する省エネ	高効率照明、高効率空調	
補助対象経費(税抜)	①	770,000 円
経費の3分の1(千円未満切捨て)	②	256,000 円
工事予定年月日は、申請日から8週間以上先の日付で設定してください。 ※この欄にご記入いただく年月日は「予定」です。記入した開始日前に交付決定通知を受けた場合は、その日以降契約や工事に着手できます。	金額を記入。25万円以上の場合は③に「25万円」を記入。	
省エネルギー設備設置工事予定年月日	(着手) (完了)	令和〇年 〇月 〇日 令和〇年 〇月 〇日
申請者(リース事業者)記入欄	申請者の市税の納付状況の確認同意欄 <input checked="" type="checkbox"/> 市税の納付状況について市が確認することに同意します。	
	他の補助金等を受けないことの確認欄 <input checked="" type="checkbox"/> 同一の省エネルギー設備について、他に補助金等を市から受けません。また、他に補助金等を受けていないか、市が審査を行うことに同意します。	
申請者(リース先(中小事業者))記入欄	申請者の市税の納付状況の確認同意欄 <input checked="" type="checkbox"/> 市税の納付状況について市が確認することに同意します。	
	常時使用する従業員の数	〇〇 人 法人の場合は法人全体の人数を記入してください
	申請者(リース先)の生年月日記入欄 ※個人事業主の場合のみ	【生年月日】(西暦) 年 月 日
	他の補助金等を受けないことの確認欄 <input checked="" type="checkbox"/> 同一の省エネルギー設備について、他に補助金等を市から受けません。また、他に補助金等を受けていないか、市が審査を行うことに同意します。	

要綱、パンフレット上の補助対象設備の名称を記載してください。

① ÷ 3 = ② (千円未満切捨て)

補助事業計画書

複数の業種にまたがる場合は、「売上高が大きい」等の理由から主な事業を判断してください。

1 申請者の概要

主たる事業	業務用食品製造
-------	---------

2 補助事業により導入する省エネルギー設備の概要

1	省エネルギー設備の種類	高効率照明	
	導入する設備の性能(該当欄に☑) ※トップランナー基準を達成した設備と同等の性能を有すると認められる設備の場合はそれを証明するデータ等を添付してください。 (例)CO2排出量、消費電力等	<input checked="" type="checkbox"/>	グリーン購入法調達基準に適合した設備
		<input type="checkbox"/>	トップランナー基準を達成した設備
		<input type="checkbox"/>	トップランナー基準を達成した設備と同等の性能を有すると認められる設備
メーカー・型式 能力 設置基数 事業所における設置場所 等	メーカー：〇〇社製 型式：ABC-DE 消費電力：32.5w 設置数：18基 設置場所：事務所		
2	省エネルギー設備の種類	高効率空調	
	導入する設備の性能(該当欄に☑) ※トップランナー基準を達成した設備と同等の性能を有すると認められる設備の場合はそれを証明するデータ等を添付してください。 (例)CO2排出量、消費電力等	<input type="checkbox"/>	グリーン購入法調達基準に適合した設備
		<input checked="" type="checkbox"/>	トップランナー基準を達成した設備
		<input type="checkbox"/>	トップランナー基準を達成した設備と同等の性能を有すると認められる設備
メーカー・型式 能力 設置基数 事業所における設置場所 等	メーカー：××社製 型式：abc-de 消費電力：冷房0.88kW、暖房0.92kW 設置数：1台 設置場所：事務所		
3	省エネルギー設備の種類		
	導入する設備の性能(該当欄に☑) ※トップランナー基準を達成した設備と同等の性能を有すると認められる設備の場合はそれを証明するデータ等を添付してください。 (例)CO2排出量、消費電力等	<input type="checkbox"/>	グリーン購入法調達基準に適合した設備
		<input type="checkbox"/>	トップランナー基準を達成した設備
		<input type="checkbox"/>	トップランナー基準を達成した設備と同等の性能を有すると認められる設備
メーカー・型式 能力 設置基数 事業所における設置場所 等			

補助対象事業により導入する設備の内容を設備の種類ごとに記載してください。

3 補助事業によるエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量等の削減効果（年間）

エネルギー種別	エネルギー使用量の削減見込量（※1）	二酸化炭素の排出量の削減見込量（※2）
電気	2,778.00 kWh	1319.55
都市ガス	補助対象事業によるエネルギー使用量をエネルギー種別ごとに記載してください。 ※1年間の削減見込量を記載してください。 ※単位に注意してください。	二酸化炭素排出量の削減見込量は、エネルギー使用量の削減見込量にエネルギー種別ごとの係数を乗じて算出してください。
L P G	kg (m ³)	kg - CO ₂
灯油	ℓ	kg - CO ₂
A重油	ℓ	kg - CO ₂
その他		kg - CO ₂
計		1319.55 kg - CO ₂

（※1）複数の省エネルギー設備を導入する場合、各設備の削減見込量の合算値を記入すること。

（※2）二酸化炭素排出量の削減見込量は、各エネルギー種別の削減見込量に以下の係数を乗じて算出する。

（他に削減見込があるエネルギーがある場合は、問い合わせること）

電気：kWh×0.457

都市ガス：m³×2.23

L P G：kg×3.00（m³×6.00）

（東京電力エナジーパートナー株式会社の場合）

灯油：ℓ×2.49

A重油：ℓ×2.71

3,000kg-CO₂未満の事業が補助対象となります。

【エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量等の削減見込量に関する説明】

○高効率照明（LED蛍光灯）への更新に伴う削減見込

現行（69W）→更新後（32.5W）=36.5W

0.0365kW×18基×10時間（1日点灯時間）=6.57kwh

6.57kwh×250日=1642.5kwh

1642.5kWh×0.475（電気使用排出係数）=780.1875kg-CO₂

○高効率空調（空冷インバータヒートポンプ式エアコン）への更新に伴う削減見込

【冷房】

現行（1.430kW）→更新後（0.88kW）=0.55kW

0.55kW×1台×10時間（1日使用時間）=5.5kWh

5.5kWh×125日（年間使用日数）=687.5kWh

687.5kWh×0.475（電気使用排出係数）=326.5625kg-CO₂

【暖房】

現行（1.480kW）→更新後（0.920kW）=0.56kW

0.56kW×1台×10時間（1日使用時間）=5.6kWh

5.6kWh×80日（年間使用日数）=448kWh

448kWh×0.475（電気使用排出係数）=212.8kg-CO₂

事業によるエネルギー使用量の削減見込量及び二酸化炭素排出量の削減見込量について、算出根拠を記載してください。

※本欄だけで説明が難しい場合は、必要に応じて、別途説明資料等を添付してください。

エネルギー使用料削減見込量：1642.5kwh+687.5kwh+448kwh=2778.0kwh

二酸化炭素排出量等の削減見込み量：780.1875kg-CO₂+326.5625kg-CO₂+212.8kg-CO₂=1319.55kg-CO₂

補助事業収支予算書

(1) 収入

区分	予算額	備考
自己資金（借入金含む）	880,000 円	
市補助金	250,000 円	千葉県中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金
その他の補助金	国 A: 300,000 円	〇〇〇補助金
	その他 0 円	
寄附金その他	0 円	
合計	1,430,000 円	

※合計の金額は、下記(2)支出の合計の金額と一致すること。
 ※その他の補助金（国、その他）を受ける場合には、備

「その他の補助金」(A)の補助対象経費に設備費以外も含まれている場合、「その他の補助金充当額」(B)は設備費のみに対する補助金額に案分して記入してください。

複数の設備を導入する場合はその内訳を備考欄に記入してください。

収入と支出で合計額が一致すること。

様式第1号①の金額と一致すること。

費目	予算	備考
設備費	1,000,000 円	設備費 B: 230,000 円 補助対象経費 770,000 円 LED照明 : 300,000円(値引額100,000円) エアコン : 700,000円
補助対象外経費	設計費	50,000 円 LED照明 : 50,000円
	工事費	200,000 円 LED照明 : 100,000円 エアコン : 100,000円
	諸経費	50,000 円 エアコン : 50,000円
	その他	0 円
小計	1,300,000 円	LED照明 : 450,000円 エアコン : 850,000円
消費税	130,000 円	
合計	1,430,000 円	

※予算額の各項目について、値引きがある場合には値引き後の金額を記載すること。
 ※合計の金額は、上記(1)収入の合計の金額と一致すること。
 ※複数の見積がある場合はその合計額を記載し、備考欄に見積ごとの金額を記載すること。

補助対象設備の税抜き本体購入費(合計)を記入してください。値引きがある場合、予算額欄には値引き後の金額を記入し、備考欄に内訳と値引額を記入してください。

記載例：LED照明 定価 400,000円 値引額 100,000円
 エアコン 定価 700,000円 値引額 0円

貸与料金の算定根拠明細書

(あて先) 千葉市長

リース事業者	住所	〒260-0026 千葉市中央区千葉港×-〇〇-××
	フリガナ	カブシキガイシャ〇×ダイヒョウトリシマリヤ ク△△
	氏名 (法人にあっては名称 及び代表者の氏名、代表者印)	株式会社〇×代表取締役△△ 印
	電話番号	〇〇〇-XXXX-〇〇〇〇
	FAX	〇〇〇-XXXX-〇〇〇〇
	電子メールアドレス	ciba@xxx.com
リース先	住所	〒260-0026 千葉市中央区千葉港×-××
	フリガナ	チバ タロウ
	氏名 (法人にあっては名称 及び代表者の氏名)	千葉 太郎

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。
また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

補助金なしの場合と補助金ありの場合のリース料総額の
差額 (f) が、補助金額合計 (c) 以上であること

対象設備	リース期間 (月数)	補助金額(円)			リース料総額(円) ※前払金を含む、税抜金額		
		市補助金(a)	国等の 補助金(b)	合計(c) ((a)+(b))	補助金なし の場合(d)	補助金あり の場合(e)	差額(f) ((d)-(e))
高効率照明 高効率空調	72	250,000	300,000	550,000	1,300,000	750,000	550,000

(注意事項)

- ・補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後又は入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した賞書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- ・補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- ・市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- ・リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。
- ・国等の補助金を受けない場合、または国等の補助金額を予め見積金額から差し引いている場合、国等の補助金(b)は記入不要です。